

稚内市議会政務活動費収支報告書

平成30年4月3日

稚内市議会議長 中井淳之助 様

議員名 中井淳之助

次のとおり平成29年度稚内市議会政務活動費の収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 360,000 円

2 支出

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費	200,000	地方議員研究会, 地方議会総合研究所研修
広 報 費	139,568	議会活動報告書作成
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	10,628	図書, 法規解説書
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費		
合 計	350,196 円	

3 残 額 9,804 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

活動内容報告書

平成30年 1月31日

稚内市議会議員 中井 淳之助

活動等の名称	地方議員研究会 研修会
期 間	平成30年 1月16日 ~ 平成30年 1月18日
実施場所	TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター
実施経費	<p>108,928 円</p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費</p> <p><input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費</p> <p><input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<p>研修会 受講</p> <p>研修内容</p> <p>① マイナンバーの基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーの背景と経緯</li> <li>・マイナンバー制度とは何か</li> <li>・マイナンバーで変わる自治体事務</li> <li>・評価制度と地方議員の役割</li> <li>・マイナンバー実務と安全管理措置</li> <li>・個人情報保護法と情報漏洩</li> <li>・マイナンバーに関する経緯</li> </ul> <p>② 自治体議員としての マイナンバーの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー展開の方向性</li> <li>・マイナンバーカードの基礎</li> <li>・マイナンバーカードの 活用する利活用</li> <li>・医療・戸籍へのマイナンバー導入</li> <li>・税・不動産登記への展開</li> <li>・海外のマイナンバーとイノベーション</li> <li>・今後の展望と議員の役割</li> </ul> <p>講師 榎並 利博 (富士通総研)</p>
備 考	

中井淳之助議員 地方議員研修会

旅行期間／平成30年1月16日～平成30年1月18日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
1/16	稚内 ⇒ 稚内空港 ⇒ 千歳空港 ⇒ 羽田空港 ⇒ 東京	東京
1/17	東京	東京
1/18	東京 ⇒ 羽田空港 ⇒ 稚内空港 ⇒ 稚内	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空機	1/16 稚内 ⇒ 新千歳 ⇒ 羽田(24,990円) 1/18 羽田 ⇒ 稚内(14,790円)	39,780
鉄道	東京⇒浜松町 160円×2、浜松町⇒羽田 490円×2	1,300
バス	稚内空港⇄稚内 1,200円	1,200
日 当	@3,000×3日	9,000
宿泊費	@13,500円×2泊分	27,000
合 計		78,280

平成29年11月27日

稚内市議会  
中井 淳之助様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308

## 受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。  
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。

お申込みをいただきました時点で、お席は確保させていただいております。  
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。  
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。  
領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

### 記

- ・受講日 平成30年1月17日10:00~12:30、1月17日14:00~16:30（東京）
- ・受講料 1講座 15,000円 × 2講座 = 30,000円
- ・領収証宛名 ご本人様名

【 受講料 お振込み口座 】

名義 (社)地方議員研究会

平成29年11月27日

稚内市議会  
中井 淳之助様

地方議員研究会  
セミナー事務局  
電話 06-7878-6297  
FAX 06-7878-6308

## 入金確認書

このたびは、地方議員研究会主催 研修会にお申込みいただきありがとうございます。

受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。

領収証は、当日会場にてお渡しいたします。

ご宿泊施設につきましては、恐れ入りますが各自でご手配ください。  
当日のご参加をお待ちいたしております。

### 記

- ・受講日 平成30年1月17日10:00~12:30、1月17日14:00~16:30（東京）
- ・受講料 30,000円
- ・領収証宛名 ご本人様名
- ・お振込み日 平成29年11月27日
- ・お振込み名義人 中井 淳之助様

※当日は会場1階の案内をご覧の上、会議室までお越しください。



領 収 証

A 002979

中井淳之助 様

27年11月24日

種 別	余 額
現金	〇
小切手	
銀行振込	
相 殺	

¥ 397,800

印  
紙

但し航空券代として



北海道知事登録旅行業 第2 28号

北部観光株式会社

社内本社 稚内市中央4丁目5番29号 TEL (0162) 23-3820

取扱者印



# 領 収 証

中井淳之助 様

30 年 1 月 17 日

★ ￥30,000

但 1/17 10:00~「マイナンバー基礎」、  
1/17 14:00~「自治体議員としてのマイナンバーの課題」  
2講座 研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いた しま した

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297

## お 取 引 明 細

いつもご利用いただきありがとうございます。

年月日	お取引 番号	種別	取引 種別	銀行番号・支店番号・口座番号	お取引内容	期別当金
291127	096	06	V		お振込	9239

お取引時刻 13:52	お取引金額 ¥30,000
手数料 電信扱¥648	お取引後残高 *

お 知 ら せ

先方銀行

お受取人

シヤチホクキイケンキウ  
が 様

ご依頼人 カイジエンス 様

お取引明細はお客様の大切な個人情報です。必ずお取り扱いいただきますようお願いいたします。詳細はご案内もあわせてご確認ください。  
(カードローン(スニーアルカ)のお申込み・ご相談は0120-808-808へお電話ください。)

北洋銀行

## 所 感

2015年にマイナンバー法が施行され翌年にはマイナンバーカードの交付が始まったが、カードの発行は未だ10%にも達していない。当初から情報漏洩の危険性や、国家の個人のプライバシーの侵害の可能性等の懸念が問題視されたが、それにしてもこの普及率の低さは何が問題になっているのか。マイナンバー、マイナンバーカードの生みの親ともいえる榎並利博氏（富士通総研 経済研究所主席研究員）の講演を聞く機会ができたので、制度設計を含め、何が普及のネックになっているのか、どういう活用方法があるのかを研修し今後の市政の運営にマイナンバーをどのように生かしていけば良いのかのヒントが得られればと研修会に参加した。

午前の部ではマル優制度の悪用防止の為に、グリーンカード導入の失敗からマイナンバー制度導入までの経緯が述べられた。その中でマイナンバーとマイナンバーカードの違い、またマイナンバーが国で一元管理されている訳ではない事が示された。まずマイナンバーについては日本のように漢字が姓名に使われている場合行政手続きを間違いなく進めるには番号以外ない事は理解できたが国ではないとはいえ、あるネットワークシステムに集約される事には変わりなく、そのシステムへの国民の信頼度が上がらない限り普及は難しいと感じた。一方、マイナンバーカードについてはカードのICチップが5分野に分かれている事、そのうち2つの領域については自由に拡大利用ができる事が明らかにされた。更に午後の部ではこの領域は地方自治体であれば、条例に用途を定めれば、例えば印鑑登録証や身分証にも使え、民間にも利用は広がる無限の展望について種々具体例を示された。

榎並氏はシステムエンジニアでもあるとの事で、話を聞けば聞くほど、マイナンバーカードは何でもできる万能カードのようである。

ただ、にも関わらず普及が進まない理由として、行政側には便利であっても、多くの市民が現状の行政サービスにそれほど困った感や不満がない事、ナンバーやカードを扱う上での漏洩への不安や負担増への求めにどう応じるかという対策が出来ていないように思われる。その事を払拭するか、このカードでなければできない用途を提示しなければ普及はなかなか難しいように思われた。

最後にたまたまであるが研修会の前日の北海道新聞の一面にマイナンバー記載撤回の大見出しが掲載された。我々がどういう展開があるか模索しようとしている時に、総務省は始めた以上しっかり腰の据わった対応をしてもらいたいと感じた。





経済研究所  
主席研究員

榎並 利博  
Enami Toshirō

株式会社富士通総研 (FRI)

東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 〒105-0022

Tel.03-5401-8392 Fax.03-5401-8438

E-mail:

<http://www.fujitsu.com/jp/fri/>

FUJITSU

shaping tomorrow with you



# 地方議員研究会

① 研究費

FUJITSU

shaping tomorrow with you

# マイナシバ－基礎

2018年1月17日 (10:00～12:30)

(株)富士通総研

経済研究所 榎並利博

# 地方議員研究会

石井 隆博 ①

Fujitsu

shaping tomorrow with you

## 自治体議員としての マイナンバーの課題

2018年1月17日 (14:00~16:30)

(株)富士通総研

経済研究所 榎並利博

# 北海道新聞

2018年  
1月16日  
火曜日

発行所  
北海道新聞社  
〒060-8711 札幌市  
中央区大通西3丁目6  
電話011-221-2111  
https://www.  
hokkaido-np.co.jp  
読者センター  
011-210-5888  
(日曜・祭日除く9時～18時)  
ご購読申し込み  
0120-464-104  
3月3日発行

# マイナンバー記載撤回

## 税通知書 漏えい頻発 コスト増

従業員給与から個人住民税を天引き(特別徴収)する企業などの事業者へ、市町村が税額を郵送で知らせる通知書へのマイナンバー記載が、2018年度から当面見送られることが、総務省への取材で分かった。総務省は17年度から記載を義務付けたが、郵送付による番号の漏えいが相次いだ上、事業者が番号を保管するコストも増したため経済団体などから批判が殺到、わずか1年で撤回した。(29面)市町村「振り回された」

記載見送りは、総務省が「通知書には税額と従業員」とすると、事業者が天引きを「番号を記載することで17年12月下旬に省令を公布」の名前、住所が記載されて「行う際、マイナンバーがな」し、各自自治体に連絡した。総務省市町村税課に「くても実務に支障はない」に正確な番号を把握でき、

利用がスムーズになる「(同課)ため、義務化した。

しかし、17年5月の郵送開始後、全国で記載ミスなどによる誤送付が発覚。道内は札幌や恵庭など8市町で17事業所計27人分が漏えいし、計十数人が番号を変えた。漏えいを防ぐため、郵送方法を簡易書留などに変える市町村も相次ぎ、道内では人口上位10市のうち8市が変更、追加費用の総額は計約4,200万円に達した。

政府の個人情報保護委員会の集計では、17年4～9月に全国で起きた番号の漏えいは273件で、前年同期の4倍。このうち152

件が税通知書関係だった。

経団連は18年度の税制改正についての提言で「通知書への番号記載は(漏えい防止の)コストが多大」と指摘。経済同友会も「地方自治体、企業共に利用することのない情報」と批判した。日弁連は「番号漏えいの危険性がある」と訴えていた。

同省は記載見送りの理由を「経団連などからの要請もあり、総合的に判断した」と説明。見送り期間は「二分の間」としている。

通知書は16年度、道内で約16万1千事業者に139万4千人分が送られた。17年度分は確定していない。

# マイナンバー記載 1年で撤回

# 市町村「振り回された」

# 漏えい不安は解消

市町村が、事業者の天引き（特別徴収）事務のため郵送する税通知書で、マイナンバーの記載がわずか1年で撤回されることになり、誤送付によって番号の漏えいがあった自治体などには安堵の声の一方、「振り回された」との思いも広がる。2016年1月のマイナンバー制度開始から2年。市民理解が進まず、政府が利用拡大に躍起となる中での「朝令暮改」に、専門家からは「一度立ち止まって利用方法を見直すべきだ」との声が上がった。

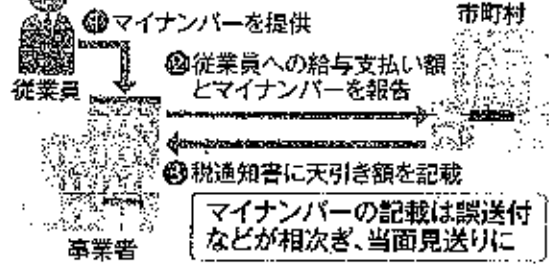
## 専門家「利用見直しを」

「再発防止のプレッシャーがあったが、記載がなくなり、ほっとした」。17年5月、誤送付で市民1人の番号を漏えいさせた北斗市の税務担当者が明かした。市町村は、事業者から報告された給与支払額を基に住民税の税額を決定し、税通知書に従業員の名前や住所とともに記載して郵送する。誤送付が相次ぎ、マイナンバーの記載が1年で見送られることになったのは、この税通知書だ。事業者にとって、天引き事務にマイナンバーは直接必要ないことは総務省市町村税課も認める。加えて漏えい防止に管理コストが

かかるため、利用者側の懸念が整っていないのが現状だ。

市町村にとっても、制度開始前の15年に各戸にマイナンバーを郵送した際、誤配送などトラブルが相次いだことから、「リスクを冒してまで番号を郵送するのは避けたい」（道北の自治体）のが本音。そもそも「記載は不必要

税通知の流れ



マイナンバーの記載は誤送付などが相次ぎ、当面見送りに

### マイナンバー制度と税通知書への記載を巡る経過

2015年 10月	マイナンバー法が施行。12桁の個人番号を記載した通知書の郵送が始まる
16年 1月	マイナンバー制度が開始。マイナンバーカードの交付が始まる
17年 4月	市町村が、事業者の天引き（特別徴収）事務のために郵送する税通知書で、マイナンバーの記載が始まる
5月	札幌、恵庭、江別、芦別、帯広、北斗の6市、上川管内東神楽、空知管内奈井江の2町で記載ミスなどによる誤送付が発覚
12月	総務省が、税通知書へのマイナンバー記載を18年度から見送る省令を公布

だ」との声は記載開始前から上がっており、道外では東京都中野区など、総務省の指導に従わず、記載しない自治体もあった。道によると、道内では全市町村が記載したが、誤送付による番号漏えいは8市町で起き

た。道内主要市の税務担当者には「誤送付防止のための予算追加や事務負担など、この1年の騒ぎは何だったのか」とため息をもらす。政府内では、住民が無料で取得できる「マイナンバーカード」を、東京五輪の入場券発売などに利用する案も出ている。しかし、カードの発行は17年8月末までに約1,230万枚で、普及率は全国で9.6%、道内で8.4%にとどまる。

政府は、国民の3分の2にあたる約8700万枚を19年3月末までに普及させる目標を掲げるが、ほど遠い。今回の税通知書への記載も「マイナンバーの露出を増やしたくない」との思いも専門家もいる。

市民団体「プライバシーアクション・札幌」の福田真澄代表は「政府は利用拡大ばかりを狙うが、番号漏えいへの不安軽減や、事業者の負担削減への求めに応えていない」と指摘する。プライバシー問題に詳しい札幌大の上机美穂教授は「制度設計が未熟のまま見切り発車したことで、試行錯誤の状態になっている。民間への浸透も理解が進まない中では、マイナンバーの民間利用の取りやめも検討すべきだ」と話す。

活動内容報告書

平成 年 月 日

稚内市議会議員 中井 淳之助

活動等の名称	地方議会総合研究所 研修会
期 間	平成30年2月8日 ~ 平成30年2月10日
実施場所	名古屋市 都市センター 14階 3会議室
実施経費	<p style="text-align: center;">91,072 円</p> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他
活動等の概要	<p>研修会 受講</p> <p>。内容</p> <p>議会、議員に関する危機管理</p> <p>① 議会と危機管理</p> <p>② 議会と災害</p> <p>③ 議会のBCP(業務継続計画)</p>
備 考	

中井淳之助議員 地方議員研修会

旅行期間／平成30年2月8日～平成30年2月10日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
2/8	東京 ⇒ 名古屋	名古屋
2/9	名古屋	名古屋
2/10	名古屋 ⇒ 中部空港 ⇒ 千歳空港 ⇒ 稚内空港 ⇒ 稚内	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空機	2/8 【乗継旅割】中部⇒新千歳⇒稚内(17,810円)	17,810
鉄道	東京⇒名古屋(10,360円)、名古屋⇒中部国際空港(870円)	11,230
バス	稚内空港⇒稚内 600円	600
日 当	@3,000×3日	9,000
宿泊費	@13,500円×2泊分	27,000
合 計		65,640

※2/7まで東京で議長公務のため、東京からの出発

送信者 seminar@gikaisoken.jp <seminar@gikaisoken.jp>  
 受信者 gi-syomu@city.wakkanai.lg.jp  
 受信日 2017/12/19 16:23:45  
 送信日 2017/12/19 16:23:31  
 件名 セミナー申込みありがとうございます

中井淳之助様  
 [申込ID] 13550

\*このメールは自動返信によるメールです。

(株)地方議会総合研究所主催「地方議会議員セミナー」へ  
 お申込みいただき誠にありがとうございます。  
 以下の内容で申込みを受け付けました。  
 内容に誤りがないかをご確認ください。  
 誤りや申込内容に変更がありましたら、  
 事務局あてにメールで修正・変更内容のご連絡をお願いします。

#### 申込セミナー

議会が関われる危機管理のあり方

##### 1. 議会と危機管理

(1)危機管理の考え方とリスク・ガバナンス(2)議会と危機管理の関係(3)想定外と想定内の危機管理：議会はリスク?ガバナンスができるか(4)さまざまな危機事態における危機管理(5)危機管理と被災時被害時の管理(クライシス?マネジメント)(6)議会の危機管理計画：危機事態発生の想定とその対応体制づくり(7)危機事態を乗り越える議会、地方自治体へ

##### 2. 議会と災害

(1)防災と地方自治体：議会の災害対応は十分か(2)議会の防災体制：災害の予防、救援、復旧のフェーズ(3)緊急事態における議会?議員の行動(4)地域防災計画と議会：自治体防災の中の議会の位置(5)災害時の執行機関と議会、議員の関係(6)災害大国日本におけるこれからの議会?議員の役割(7)災害における議会の防災と主体的な関与に向けて

##### 3. 議会のBCP(業務継続計画)

(1)非常災害時の議会の機能の回復と確保(2)議会?議員の防災マニュアルのあり方(3)議会の業務継続計画策定に向けて：その意義を考える(4)災害の想定と議会?議員の被災(5)議会が優先的に確保?回復する機能(6)災害時の議会?議員?事務局の行動(7)災害時の議会の権限行使のあり方：議決権、監視権

開催日 : 2018年02月09日 10:00~17:00  
 参加者1(代表者) : 中井淳之助(ナカイジュンノスケ)様  
 参加者2 : ()様  
 参加者3 : ()様  
 参加者4 : ()様  
 参加者5 : ()様  
 貴議会名 : 稚内市議会  
 〒 : 0978686  
 住所 : 北海道稚内市中央3丁目13番15号  
 TEL : 0162236489  
 FAX : 0162221298  
 E-Mail : gi-syomu@city.wakkanai.lg.jp  
 備考 :

#### | 受講料について <<<

受講料：25000円×参加者1人 合計：25000円  
 追って、メールにてお送りする受講確認書にて口座番号をお知らせいたしますので、  
 上記金額を事前にお振込みください。

◆2日連続または、1日の午前・午後で連続する2つの講座をセットでお申込みいただいた場合は、2講座  
 合計で25,000円となります。  
 ※連続しない2講座のお申込みの場合は適用されません。

以上

=====

(株)地方議会総合研究所

東京都目黒区平町1-9-15 〒152-0032



（振込先）銀行名 みずほ銀行麹町（コウジマチ）支店

口座番号

名義 株式会社地方議会総合研究所（カ）チホウギカイソウゴウ  
ケンキュウジョ

②期日までに受講料のお振込がない場合はお申し込みがキャンセルとなる場合がございますのでご注意ください。

③お振込みの際には振込者名欄にはお申込みいただいた受講者名をご記入ください。  
なお複数名分を一括してお振込の際には、代表者名をご記入ください。

#### 【請求書及び領収書】

請求書は原則として発行しておりませんが、発行をご希望の場合はF a x 又はE-m a i l でご連絡いただければ発行いたします。

領収書につきましては、研究会当日に参加をお申込みいただいたお名前でお渡しさせていただきます。但し、お申し込みの際のお名前以外での記載をご希望の場合には、申込書の領収書宛名欄に記載をお願いいたします。

#### 【お申し込み後のキャンセルについて】

お申し込み後、キャンセルされる場合は必ずセミナー開催日の7日前までにF A X 又はE-m a i l にてご連絡ください。振込手数料を差し引いた金額をご指定の口座に返還いたします。（返還の際の振込手数料は参加者負担となります。）

なお、セミナー開催7日前を過ぎたキャンセルの場合は受講料を返金いたしませんのでご注意ください。

#### 【その他】

参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止、延期させていただく場合がありますので予めご了承ください。

#### 【お申込み・お問い合わせ】

\*\*\*\*\*

株式会社 地方議会総合研究所

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

TEL 03-6912-1930

FAX 03-6912-2280

E-mail <mailto:seminar@gikaisoken.jp> seminar@gikaisoken.jp

\*\*\*\*\*



# 領 収 証

A 001653

ナカイ シンリスケ 様

29年12月20日

種 別	金 額
現金	0
小切手	
銀行振込	
相 殺	

¥ 17810

印  
紙

但し航空券代として

北海道知事登録旅行業 第2-123号



## 北都観光株式会社

稚内本社 稚内市中央4丁目5番29号 ☎(0162)29-3820

取扱者印



# 領収証

No. \_\_\_\_\_

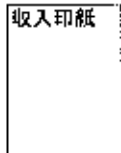
平成30年2月9日

中井 淳之助 様

金額 **¥25,000**

内	
消費税等	
現金	

但 2月9日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました



〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



## お取引明細

いつもご利用いただきありがとうございます。

年月日	お振込先	機番	取引	取引内容・支店番・口座番号	お取引内容	お振込額
291225	096	06	V		お振込	5939

お取引時刻 13:54	お取引金額 ¥25,000
手数料 電信扱¥432	お取引後残高 *

お知らせ

先方銀行 エス\*ホ  
コウシ\*マチ

お受取人   
カノチホウキ\*カイソウゴ\*ウケ  
ンキョウシヨ 様

ご依頼人 ナカノ シノブ様

本取引明細はお客様の個人情報です。お持ち帰りいただきお取り扱いを厳禁いたします。ご不明な点がございましたら、  
(カードローンサービス)のお申込み・ご返済は0120-018-600へお問い合わせください。

## 所 感

3.11 東日本大震災以降も日本各地において、毎年のように大きな災害が起きている。今回の研修の数日前にも福井、北陸地方の豪雪により大きな被害が起きている。稚内市においても平成 14 年に中央地区で大火があった。また 2 年前には豪雨で大きな被害を被り、多数の市民が避難する事態が起こっている。

この様な災害時、行政は対策本部を設置して関係機関と連携して対応にあたるが、果たしてこのような状況で、議会はどういったスタンスで事に対応すれば良いのか、以前から疑問に感じていた。議員の中には情報提供をするつもりで、関係部署に連絡をとり、結果として行政の災害対応の邪魔になってしまう事もある。このような事が起こるのは、議員の対応が無秩序な状態に放置されている事に原因があるとすれば、議会として災害時どのような秩序を持って臨むかを、予め定めておく必要があると思う。また議会としての対応と議員としての対応も、しっかり分けて整理する必要がある。以上のような疑問を解決する為の示唆を受けようと本研修会に参加した。

そもそも地域防災計画には議会の位置づけはないに等しい。しかし災害に対する議会の位置づけ云々の前に、議会そのものの危機管理体制の在り方を定めておかないと、自らが災害時の議会の存在を否定しまう事にも成りかねない。災害時に議会の権能の実態の把握と、議会の権能をいかにして果たし続けるかを實現する為に、どう対処するかを定めて置くことは議会の責任においてなされなければならない。その為には「災害時議会対応マニュアル」のようなものの策定が必要であろう。具体的には、まず議員の安否確認、議場の確保、重要文書等の管理などを確認し議会機能を確保する事である。この事は以降の復旧対策に対して、重要案件のスムーズな議決、市民意志を正式に代弁できる唯一の機関としての、議会から上部機関への、速やかな意見書の提案や要請の實現等が期待できる。

また議会の権能が確保できた時点で、正副議長、常任委員長からなる「議会災害対策会議」のような組織を立ち上げる事も有用である。「議会災害対策会議」は各議員の災害に対する取り組みを掌握する事、また各議員からの情報提供を、直接執行機関へのををするのではなく、各議員の情報を「議会災害対策会議」に一元化する。この事により行政の対策の混乱を防ぐ事も期待でき、またより正確な状況を把握する事はもとより、行政組織の対策本部への、議会組織としての要請を行う事により実態を伴った議会としての関与が期待できる。

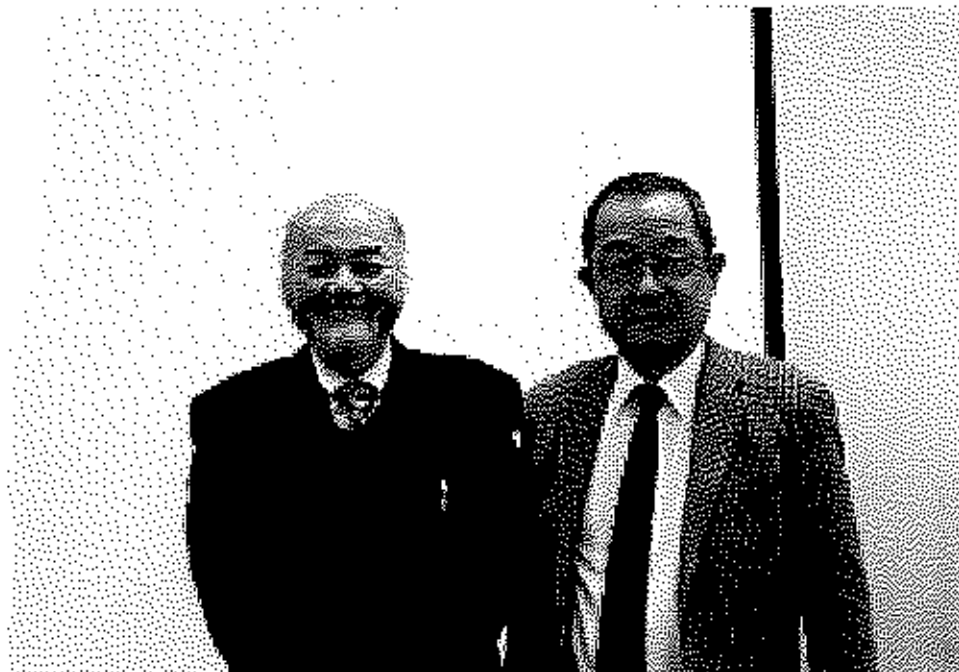
Business Continuity Plan (BCP)「業務継続計画」は元々、グローバル化した民間企業があるセクションが機能停止しても生産体制を維持する為に考案されたとの事であるが、大災害時、行政や議会においても住民サービスを継続する為には有効な手段であると思う。またこれらの計画は平時において策定されていなければならない。大津市の計画は大いに参考にするべきであると思われた。



同志社大学大学院  
総合政策科学研究科

教授 新川 達郎

〒602-8580  
京都市上京区今出川烏丸東入  
Tel. 075-251-3874 (D.I) Fax. 075-251-3094  
e-mail: [REDACTED]



# 議会・職員のための 議会が問われる 危機管理のあり方

地方議会総合研究所 地方議会議員セミナー

平成30年1月23日、2月9日

新川達郎（同志社大学）

二月初

## はじめに 1 議会と危機管理

リスク・マネジメント  
クライシス・マネジメント

- (1) 危機管理の考え方とリスク・ガバナンス
- (2) 議会と危機管理の関係
- (3) 想定外と想定内の危機管理：議会は リスク・ガバナンス ができるか  
おこり得る
- (4) さまざまな危機事態における危機管理
- (5) 危機管理と被災時被害時の管理（クライシス・マネジメント）  
対応した時
- (6) 議会の危機管理計画：危機事態発生 of 想定とその対応体制づくり
- (7) 危機事態を乗り越える議会、地方自治体へ

## はじめに 2. 議会と災害

- (1)防災と地方自治体：議会の災害対応は十分か
- (2)議会の防災体制：災害の予防、救援、復旧のフェーズ
- (3)緊急事態における議会・議員の行動
- (4)地域防災計画と議会：自治体防災の中の議会の位置
- (5)災害時の執行機関と議会、議員の関係
- (6)災害大国日本におけるこれからの議会・議員の役割
- (7)災害における議会の防災と主体的な関与に向けて

## はじめに 3

### 議会のBCP（業務継続計画）

- (1)非常災害時の議会の機能の回復と確保
- (2)議会・議員の防災マニュアルのあり方
- (3)議会の業務継続計画策定に向けて：その意義を考える
- (4)災害の想定と議会・議員の被災
- (5)議会が優先的に確保・回復する機能
- (6)災害時の議会・議員・事務局の行動
- (7)災害時の議会の権限行使のあり方：議決権、監視権





# 大津市議会BCP(業務継続計画)

---

27/9月α水害を改訂

平成28年3月

(第2版)

## 4-1. 大津市議会BCPの概要①

1. 業務継続計画の必要性と目的：議会機能の維持
2. 災害時の議会、議員の行動方針
  - ・ (1) 議会の役割：意思決定機関、議事機関
  - ・ (2) 議員の役割：住民代表、議会の構成員
3. 災害時の市との関係：協力とチェック
4. 想定する災害：地域防災計画等に基づく

## 4-2. 大津市② 5. 業務継続の体制及び活動の基準

### 1) 業務継続（含安否確認）体制の構築

- ・ ① 議会事務局の体制
  - ・ 事務局職員の行動基準
  - ・ 議員への安否確認方法と確認事項
- ・ ② 議会の体制
  - ・ 議会災害対策会議の設置
  - ・ 議員の基本的行動
  - ・ 発生時期に応じた議員の行動基準
  - ・ 対策会議などの指揮・命令系統

## 4-3. 大津市議会BCP③ 時期別活動内容と環境整備

- (2) 行動時期に応じた活動内容の整理
  - ① 行動形態
  - ② 行動基準
  - ③ 議員の参集方法等
- (3) 審議を継続するための環境の整理
  - ① 庁舎の建物・設備
  - ② 通信設備
  - ③ 情報システム
  - ④ 備蓄品などの確保

## 4-4. 大津市議会BCP④ 情報収集、計画と訓練、運用改善

- **6. 情報の的確な収集**
  - (1) 地域の災害情報の収集
- **7. 議会の防災計画と防災訓練**
  - (1) 議会の防災計画など
  - (2) 議会の防災訓練
- **8. 計画の運用**
  - (1) 議会BCPの見直し
- **9. 計画の体系図**
  - (1) 時系列にみる基本的行動パターン

活動内容報告書

平成30年3月30日

稚内市議会議員 中井 淳之助

活動等の名称	議会活動報告書
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施場所	
実施経費	<p>139,568 円</p> <p> <input type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input checked="" type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費  <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費  <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他                 </p>
活動等の概要	<p>「じゅんのまけだより」 の作成</p> <p>NO.46 NO.47</p>
備 考	



# じゅんのすけ だより

中井淳之助の市議会レポート

発行者 中井淳之助

No. 46

2017年 10月

## 2年間の折り返しを迎えて

世の中は解散、総選挙という事で「これから先の日本の舵取りを誰に託するか」という選択を求められています。今回はその事に對する私の考えを明らかにしようかとも思ったのですが、私が議長の役目を務めてからちょうど2年、折り返しの時期を過ぎました。そこで時局とは少々イント外れになりますが、この2年を振り返る事で言ひかねない事であると考え、総括の意味を込めて報告する事にしました。

行政共々、お互いに稚内市をより豊かにするという原点の一致があるからである事で、行政のミスを疑える事を目的化しているような議論は不毛なだけです。私は議長の役目は、市政について十分な議論の舞台を用意する事、それもクニクニ揺れるような舞台ではなく、安心して議論を戦わせる事ができる舞台を作る事だと考えてきました。幸い同僚議員、事務局の協力もあり、議会の面でも、改革の努力もあって、腰をきかざる事がないと聞いています。身体的には健康にその概要を報告させていたいただきました。また北朝鮮の弾行について甘い早急な対応を表明してしまいました。議長の仕事は4年任期の中で完結し評価されるものだと考えます。後半の任期も一杯活動していきましょう。

「この2年間は以前のようには議会が新聞紙上を騒がせる事が少なくなったね」と言われる事があります。私は「それはお褒めの言葉だ」と思っています。以前は議会内部の事で、マスコミの話題に事欠かなくなった事もありました。当然ですが議会は抗争する場ではありません。行政課題を議論する事が本音ですが、それも

の考えられているとあります。しかし全体的にはこれは珍しい事なのです。正確に確かめた事はありませんが、2年間に交代している市議会が数多く、中には1年毎に交代している市議会もあります。その理由として、繁華的な立場から多くの議員が議場にならざるよう運用してきた結果だと思われまふ。しかし現在では議会の役割が格段に重くなり、それに伴い、議員の指導力が求められる場面も多くなってきています。これを踏まえて、議長を短期間で代えるような例は見直すべきだと考えます。ちなみに道北地方の議長は、幸いほとんど4年任期の為、気心の知れた中で地域の課題も話しあえ、JRC問題のような場面でも、すみやかに議決としての統一行動を取り組む事ができています。

### 議長の任期

稚内市では「2数年は任期中に議長の交代がない為、議長の任期は4年間だ」と思われている方が大半だと聞いています。正しく言えば「議長の任期は議員の任期と同じ」といっていいでしょう。お話を聞くと

の考えられているとあります。しかし全体的にはこれは珍しい事なのです。正確に確かめた事はありませんが、2年間に交代している市議会が数多く、中には1年毎に交代している市議会もあります。その理由として、繁華的な立場から多くの議員が議場にならざるよう運用してきた結果だと思われまふ。しかし現在では議会の役割が格段に重くなり、それに伴い、議員の指導力が求められる場面も多くなってきています。

められる場面も多くなってきています。これを踏まえて、議長を短期間で代えるような例は見直すべきだと考えます。ちなみに道北地方の議長は、幸いほとんど4年任期の為、気心の知れた中で地域の課題も話しあえ、JRC問題のような場面でも、すみやかに議決としての統一行動を取り組む事ができています。

## ぎかい よもやま話

議長の任期は議員の任期と同じです。お話を聞くと、お話を聞くと

められる場面も多くなってきています。これを踏まえて、議長を短期間で代えるような例は見直すべきだと考えます。ちなみに道北地方の議長は、幸いほとんど4年任期の為、気心の知れた中で地域の課題も話しあえ、JRC問題のような場面でも、すみやかに議決としての統一行動を取り組む事ができています。

## 活動の概要

議会の活動概要

- 4月18日 市長就任式
  - 5月12日 第2回臨時議会
  - 5月23日 第3回臨時議会
  - 6月13日 全国国民会議北道支部設立式
  - 6月18日 第4回定例会(6月23日)
  - 6月26日 正副議長記者会見
  - 7月3日 障小学校、体育館視察
  - 8月26日 道庁市議会推進協議会設立式
  - 9月12日 第5回定例会(9月20日)
  - 9月18日 第6回定例会(9月26日)
- 議決された議案の報告が掲載されている活動の概要を載せる事ができませんでした。ご報告の方は一紙くだされば議長の職務報告を添付させていただきます。
- また稚内市議会のホームページの議案発表欄から市議案の概要がご覧いただけます。





# じゅんのすけ だより

中井淳之助の市議会レポート

発行者 中井淳之助

No. 47

2018年 4月

既に「承知のように3月の定例議会で平成30年度の当初予算が否決されました。稚内市では史上初めでの出来事です。もちろん議会は議決機関ですから、市長から出された議案を審議しようという処理すべきかを決定します。市長は議会の決定に基づいて事業を進める事になるのです

## 当初予算案が

## 否決されました

が、今回は当初予算、つまり一年間を通した予算が否決された訳ですから、「のまめ」では4月1日からほとんどの事業ができない事になり、地元の経済や市民生活に大きな影響を与える事になります。どうしてこんな事態を招く事になったのでしょうか。執行部には議会が了承できる議案を提案し、提案理由を適切に説明したのかが問われます。一方、議員も本予算

全体に反対する、つまりは現執行部に對する不信任の意思表示ならともかく、それぞれの議案の提案の一部に問題があるとするなら、その部分についての修正案を提案するなり、問題部分についての議論を深めるなりの方法を提案する方法もあつたと思います。今回は、臨時議会の開催で、予算が再提出され、これまで明らかになつた問題点を整理する期間を設ける事、その上で市民生活への影響を最小限にする事で議会と執行部が折り合い点を見つけていく事ができた。しかし問題となつた事業をどうするのかはこれからの問題です。仕切り直しが出来た上で、今後ますます重要な審議をしていかなければならないと思えます。

### 予算の種類

右欄でも述べましたが、先月稚内市議会で30年度当初予算が否決されました。史上初の出来事に對してその前後来行政は翻弄されました。今回、その事に關連して、予算の種類について述べて

## ぎかい よもやま話

ます。今回否決されたのは当初予算、本予算ともいわれ、年度全体の基本予算です。補正予算は様々な事由によって当初予算を増額、または減額する必要が生じた時に組まれる予算です。今回話題に登場した暫定予算は前者とは全く性格の異なるもので、通常予算が年度開始までに成立しない場合、一定期間内については最低限度とされる程

の支出を可能とする為の、非常事態に対応するもので、必要最小限という事で、似たものの性格予算と理解されるものがあります。これは慣用的な名称で、選挙を控えた時期に政策的な部分を削いだ予算で、極めて非なるものです。

「臨時に組む」なり、なるもの(通常)の予算と異なる点を踏まえておきましょう。

## 活動の概要

主な活動の経過

- 10月24日 道北支庁議会事務局(議事録)
- 11月4日 石川市友好都市提携30周年(1) (ゆかりの町大交流会)
- 11月10日 タウンミーティング(議事録)
- 11月16、16日 全道漁業政策研究会(議事録)
- 11月29日 第6回定例議会(1) 12月11日 一般質問
- 議案特別委員会
- 北の枝川漁業を振興策として、小型動力操縦設備等の設置及び運用の促進に関する条例について
- 1月22日 議会運営委員会(行政視察) 26日 (議事録) 第一日程が延び(議事録)
- 茨城県取手市 担任委員会単位の「Jリーグ」方式意見交換会
- 埼玉県所沢市 議員間自由討議(耳丸かつ天 政策討論会 若手県政上市)
- 議員交代単位での政策提言
- 1月17日 地方議員研究会(研修会)東京(徳島県) 研修として「マインナー」の開催
- 2月9日 地方議会総合研究所(研修会)名古屋(市) 議会にかけ危機管理のあり方
- 2月28日 第1回定例議会(1) 14日 (議事録) 予算特別委員会
- 市野地区の財産の取得について
- 代表質問
- 議案特別委員会
- 平成30年度当初予算 質疑
- 市政施行10年、開港10年記念事業他 本会議
- 平成30年度当初予算 否決
- 除田舎の補正
- 3月22日 第2回臨時議会 本会議
- 平成30年度予算案可決提出
- 議案特別委員会
- 町長出席議員可決
- 第一回定例会未審議議案 可決



# 私はこう考えます

## 活動の報告と私の考え

### 災害時の議会の役割

#### ・議会の関わりの現状

8・11東日本大震災以降も日本各地において、毎年のように大きな災害が起きています。稚内市において、平成14年に中央地区で大火が起きました。2年前には豪雨で大きな被害を被り、多数の市民が避難する事態が起こっています。また巨大地震の発生の可能性も、稚内だけが例外になる根拠はどこにもありません。そのような一定規模以上の災害が起これば、市では災害対策本部が設置され国や道、関連機関や民間企業による協力体制が敷かれ災害対応、救援、復旧業務にあたる事になります。その時、議会はどう位置付けられているかという点、議会は稚内防災会議の構成団体には入っていません。また災害対策本部の構成メンバーに議会の事務局長が名を連ねていますが、具体的業務分担は与えられていないのが現状です。



#### ・議会としての対応策

では災害時に対し議会は何か対応して頂くのかという点、私は議会としての対応策を設けて置く必要があると考えます。まずは議員の安否確認や議場の確保、文章管理など議会機能を確保する事です。これは復旧対策に対して重要案件のスムーズな議決、市民意志を正式に代弁できる唯一の機関として関係機関への要請や意見書の採択等の機能を確保する事、また首長の必要以上の専決処分(注)を于えらび得るような体制を整える必要があります。

#### ・議員としての対応策

一方、議員はそれぞれの地域の1人1人の存在である事が多く、災害時には地域住民からの難題を対応する事もおおいに必要になります。また各地域の様々な情報が寄せられる事からよりリアルタイムな現状を把握する事もできます。しかしそれぞれの情報や難題が、個々の議員から対策本部に寄せられれば、却って災害

対応の阻害要因になってしまいう事も考えられます。しかしだからと言って、そのような情報の発信を慎んでおくだけでは、議会の情報の収集を一元化し、議会として対策本部に要請するような仕組みを考える事が発展的な対策だと思えます。

#### ・これからの議会の関わり

災害時、議会がその機能を果たし、いち早く災害に立ち向かう為には行政との対応も含めた「災害時議会対応マニュアル」を策定する事や、議会の体制が確保できた時点で「議会災害対策会議」のような組織を立ち上げて、議会としての機能を発揮できるように対応できるように検討を始めるべきだと考えます。

(注)専決処分とは

目的が明確で、議決が困難な場合に、事項を首長が独断で決定すること。

注釈の付いた記事が主として、その記事の本文にはありません。

\*この新聞「災害時」の掲載を促した方々に感謝いたします。  
\*この新聞「災害時」の掲載を促した方々に感謝いたします。



# 領 収 書

No. 6974177

平成29年5月28日

(To) 中井 淳之助 様

印紙税申告済  
付につき新宿  
税務署承認済

金額	百	千	円	角	分	厘
			7	2	7	50
内消費税				7	2	03

左記の金額正に領収いたしました  
We have duly received the following sum

店舗名 エルマヤ行 本中見

但し (for) 宛名ラベル代として

売場名 110422 印刷

レジNo. 2112 レシートNo. 367678

担当者

www.yodobashi.com

株式会社 **ヨドバシカメラ**

〒169-8585 東京都新宿区北新宿3-20  
tel 03(3227)2211

<input checked="" type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> デビットカード	<input type="checkbox"/> クレジットカード	<input type="checkbox"/> ポイント充当	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> キットカード	<input type="checkbox"/> 銀行振込	<input type="checkbox"/> 電子マネー		









\*\*\* 商品保証に関するご案内 \*\*\*

ヨドバシ・ドット・コムでは、この納品書が製品保証書に捺印する、店舗印の代わりとさせていただきますのでご注意ください。  
必ず製品の保証書と一緒に大切に保管してください。紛失された場合に再発行は行いませんのでご注意ください。

納品書

www.yodobashi.com

\*\*\* 納品書 \*\*\*

2018/01/11 15:41  
ご注文番号 2152193781

ページ: 1

受注日 2018年 1月 10日 受注時刻 16時 31分

お届け先様  
中井 淳之助 ナカイ ジュンノスケ 様

ご住所: 〒  
[Redacted Address]

ご依頼人様  
中井 淳之助 様

納品明細

No.	商品CD	商品名	数量
1	4902666051539 GB861	[タックシール]	2

領 収 書

お支払金額 5,500円

お支払金額 5,500円

発行日: 2018年01月10日

発行: 株式会社ヨドバシカメラ

お客様名: 中井 淳之助 様

お支払受付番号: 5555548



お問い合わせ先: 株式会社ヨドバシカメラ

※ホームページアドレス: www.yodobashi.com  
※電話番号: 0101-2936-1010  
※お問い合わせ時間: 10:00~22:00

領収証

中井 淳之助

様

No.

金額

17400

収入

印紙

内訳

但印刷代金17400

現金

30年3月30日 上記正に領収いたしました

不切手

平形

消費税額等(%)

コード 07-380

稚内市西浜4丁目349番地1  
株式会社ユーズカンパニー

印

## 活動内容報告書

平成29年12月19日

稚内市議会議員

中井淳之助

活動等の名称	図書、法規解説書 購入
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施場所	
実施経費	<p>10,628 円</p> <p> <input type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費  <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/>資料購入費  <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他 </p>
活動等の概要	<p>誰にもわかる 社会生活六法</p> <p>法律相談 Q &amp; A</p> <p>追録 61号、62号、63号</p>
備 考	





ご納本NO. 1122000309

29年 8月 23日

請求書

下記のとおりご請求申しあげます

書 名	追 録 号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
誰にもわかる社会生活六法-法律相談Q &A-	62	1	3488	3488	
				3488	(税込)

中井 淳之助 様

344\*0062-0  
生活六法

お客様No. 01-213-41-013-6

1部

新日本法規出版株式会社

代表取締役社長 〇〇〇 〇〇〇

〒460-8455 名古屋市中区栄一丁目23番20号  
ご照会先 電話<011>241-2948 (代)

指定納付コード

振替用紙請求書兼受領証 株式会社〇〇〇 〇〇〇		新日本法規出版株式会社 請求事務センター 〒460-8455 名古屋市中区栄一丁目23番20号 電話 011-241-2948 (代)
振込先 〇〇〇	振込元 〇〇〇	金額 3488
請求人 中井 淳之助 様 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		請求日 29.08.23 追録ご納本分 振込代行 F.S.K. (株) システム
振込先 〇〇〇		振込元 〇〇〇
振込先 〇〇〇		振込元 〇〇〇



編集 法律実務研究会

誰にもわかる

# 社会生活 六法

法律相談Q&A

1

新日本法規出版株式会社

編集 法律実務研究会

誰にもわかる

**社会生活  
六法**

法律相談Q&A

**2**

新日本法規出版株式会社